

第4章 消費者行政の総合的・効果的推進

1 消費者の意見の消費者施策への反映と透明性の確保

より効果的な事業実施のため、啓発事業や消費生活相談等を通じて消費者意見の把握に努めるとともに、三重県の実施する消費者施策について、積極的な情報提供を行います。

① 消費生活に関する消費者等の意見の把握（部局：環境生活部）

「みえ・くらしのネットワーク」会議での意見や事業参加者へのアンケート等を通じて、消費者や事業者等の消費生活に関する意見を把握し、施策に反映します。

② 消費者施策に関する透明性の確保（部局：環境生活部）

「三重県消費生活対策審議会」や「同審議会教育研究部会」を公開で開催するとともに、消費生活相談の状況等について、積極的に情報提供を行います。

2 市町・国等との連携

消費者に身近な市町と密接に連携し、消費者行政を推進するとともに、市町における消費者施策の充実に向けた取組を支援します。

また、国や他の都道府県と連携して取組を行うほか、国が推進する地方消費者行政の強化に向けた取組に沿った施策を実施します。

① 市町との連携と支援（部局：環境生活部）

市町へ国交付金の活用や消費者施策の充実に向けた働きかけを行うとともに、連携した取組を行うことで、三重県の消費者行政を推進します。

② 国等との連携（部局：環境生活部）

消費者庁をはじめ関係省庁や国民生活センターが開催する専門研修に担当職員を派遣し、より専門性の高い人材を育成します。また、国等と連携した研修会を開催します。

消費者月間^{※36}や多重債務者相談強化キャンペーン^{※37}など、全国的な取組と連動した取組を行うとともに、東海・北陸の各県など他都道府県と連携し、情報収集、情報共有を行うことで、効果的・効率的な事業の実施を図ります。

3 消費者行政推進体制の充実・強化

「三重県消費生活対策審議会」からの意見を消費者施策に反映するとともに、消費者を取り巻くさまざまな課題に対して、庁内連携体制のもと消費者行政を総合的・効果的に推進します。

① 「三重県消費生活対策審議会」による調査審議（部局：環境生活部）

毎年度、基本指針に基づく消費者施策の実施状況を「三重県消費生活対策審議会」に報告し、進捗管理を図るとともに、審議会からの意見を消費者施策の具体的な取組に反映していきます。

なお、実施状況については、県ホームページで公表し、県民に情報提供を行います。

② 庁内連携体制の充実（部局：環境生活部、関係各部局）

みえ県民カビジョンにおける「消費生活の安全の確保」の目標達成に向け、消費者行政推進会議において多方面の情報を共有し、啓発活動等に連携して取り組むなど、三重県の消費者行政を総合的・効果的に推進します。

また、食の安全・安心の確保、ギャンブル等依存症対策や食品ロス削減の取組など、消費者を取り巻くさまざまな課題に対して、関連する庁内連絡会議を積極的に活用することで、着実な推進を図ります。